

★★★ <知的財産翻訳検定【第4回<和文英訳>試験】>問題 ★★★

《共通課題》

【問】以下の文章を英訳してください。

特許制度の最も重要な目的は、産業の発達に資するべく、発明の保護及び利用を促進することによって発明を奨励することである。

特許制度は、新規な技術を開発し公表した者に、一定の条件の下で一定期間の独占権、すなわち特許権を与えることによって、発明の保護を促進する。

同時に、特許制度は、その発明の詳細を公開することで、公衆がその発明を知る機会を与える。上記した発明の保護及び利用は、発明の技術的詳細を開示する技術文書としての、また特許発明の技術的範囲を正確に規定する権利文書としての役割を果たす特許明細書及び図面を通じて実現される。

この点、日本では、明細書の「発明の詳細な説明」の欄の記載要件が、特許法に規定されている。

米国では、これに対応して、明細書に、いわゆる当業者が発明を利用することができるように、完全、明確、簡潔、かつ正確な用語で、その発明及びその発明を実施する態様及び過程に関する記述を含めなければならないこと、及び明細書に、発明者がその発明を実施するのに最良であると考えられる実施形態を示さなければならないことが規定されている。

特に、ベストモード要件は、米国特許法に独自の規定である。

このベストモード要件は、法上要求されるような完全な開示をすることなく特許による保護を受けようとする者の企図に対抗して設けられている。

この要件により、発明者は、最良の実施形態を自身で秘匿しつつ、自身が次善と認める実施形態のみを開示することが禁じられる